

証券コード 1444
(発送日) 2024年10月10日
(電子提供措置の開始日) 2024年10月3日

株 主 各 位

東京都世田谷区経堂一丁目8番17号
株 式 会 社 ニ ッ ソ ウ
代表取締役社長 前 田 浩

第36回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第36回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って、2024年10月24日(木曜日)午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

本総会の招集に際しては、電子提供措置をとっており、インターネット上の以下のウェブサイトにて「第36回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しておりますので、ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

<https://reform-nisso.co.jp/company/ir/stock/meeting/>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所(東証)のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「ニッソウ」又は「コード」に当社証券コード「1444」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

【東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



インターネットによる議決権行使に際しましては、4頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいませようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年10月25日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
昨年と開催時間を変更しておりますのでご注意ください。
2. 場 所 東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
住友不動産新宿グランドタワー5階
ベルサール新宿グランドコンファレンスセンター
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 (1) 第36期（2023年8月1日から2024年7月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員
会の連結計算書類監査結果報告の件
(2) 第36期（2023年8月1日から2024年7月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

4. 招 集 に (1) 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては法令及
あ た っ て の び当社定款第16条の規定に基づき、書面交付請求をいた
決 定 事 項 だいた株主さまに対して交付する書面には掲載しておりませ
ん。
①連結計算書類の「連結注記表」
②計算書類の「個別注記表」
したがいまして、当該書面に掲載している事業報告、連結
計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、
監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対
象書類の一部であります。
(2) 議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場
合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。
(3) 議決権行使書と電磁的方法（インターネット）により議決
権を重複行使された場合は、到着日を問わず、電磁的方法
（インターネット）による議決権行使の内容を有効として
取り扱います。
また、電磁的方法（インターネット）により複数回にわたり
議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有
効といたします。
(4) 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日の3
日前までに、議決権行使の不統一行使をする旨とその理由
を当社にご通知ください。

以 上

- ~~~~~
- 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行
使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
○電子提供措置事項に修正すべき事情が生じた場合は、上記の当社ウェブサイト
及び東証ウェブサイトに、その旨、並びに修正前の事項及び修正後の事項を掲
載させていただきます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。

株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

本招集ご通知と合わせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2024年10月25日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

本招集ご通知と合わせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2024年10月24日（木曜日）
午後5時30分到着分まで



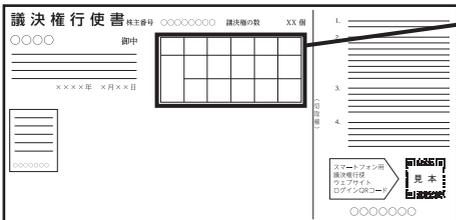
インターネットで議決権を行使される場合

次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2024年10月24日（木曜日）
午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 個

〇〇〇〇 印中

××××年×月×日

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

この欄に
賛否を記入

インターネット専用
議決権行使書用紙
のダウンロード
はこちらのURLから
ダウンロード

〒165-8501 東京都豊洲4丁目1番1号
日本郵政株式会社
〒165-8501 東京都豊洲4丁目1番1号

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

- 第1号・第2号議案
- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
 - 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
 - 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。
書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00～21:00)

事業報告

(2023年8月1日から
2024年7月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、各種政策の効果もあり、個人消費や雇用・所得環境に改善の動きがみられ、日経平均株価が史上最高値を更新するなど、緩やかな回復基調で推移しました。またインバウンド需要の復調等により、景気は緩やかに回復しました。一方で、物価上昇、世界的な金融引き締め等による景気の下押しリスク、金融資本市場の変動に加え、ウクライナ情勢の長期化、中東地域をめぐる地政学的リスクが高まるなど、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社グループの属するリフォーム業界におきましては、高齢者向けのバリアフリーリフォームやエネルギー効率化などのエコリフォームの需要増加に伴い住宅の長寿命化や再利用が進んでおり、今後も増加し続けると見込まれると共に、スマートホーム技術の普及によるリフォームなど新たな需要が市場に影響をもたらしております。一方少子高齢化と原価高騰の影響で新築住宅の着工棟数が減少しそれに伴いリフォームへの関心が高まっており、新築住宅に特化していた住宅メーカーや工務店がリフォーム市場への参入が予想され競争の激しさが増すものと予想されます。また労働人口減少に伴う労働需給逼迫等の影響に注視する必要があります。

このような状況のもと当社グループは、総合リフォーム工事を取扱う株式会社ささきの100%子会社化、新たな営業拠点として宮城県仙台市に東北営業所を開設するなどリフォーム工事業の拡大を図るとともに、新規事業として不動産事業を営む日本リゾートバンク株式会社の事業を開始するなど、新たな領域への取組みも図ってまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は4,678,961千円（前期比12.3%増）、営業利益は56,392千円（同62.0%減）、経常利益は63,465千円（同55.6%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は25,154千円（同63.8%減）となりました。

事業別の状況は次のとおりであります。

なお、当社グループは前連結会計年度までリフォーム事業の単一の報告セグメントとしておりましたが、当連結会計年度において連結子会社である日本リゾートバンク株式会社の事業がスタートし、今後の事業戦略等も踏まえ報告セグメントの見直しを検討した結果、当連結会計年度より「リフォーム事業」及び「不動産事業」へと報告セグメントを変更しております。この事業セグメントの変更に伴い、以下の前期比較については、前期の数値を変更後のセグメントに組み替えた数値で比較をしております。

(リフォーム事業)

リフォーム事業におきましては、新規顧客を開拓し、また2023年7月期に子会社化した株式会社ヤナ・コーポレーションの損益計算書を当連結会計年度から連結したこと等により、完成工事高4,404,066千円（前期比8.9%増）、営業利益は42,195千円（前期比71.5%減）となりました。

(不動産事業)

不動産事業におきましては、2023年7月期に当社が100%出資で設立した子会社である日本リゾートバンク株式会社の事業が開始し、当社グループにおいて不動産販売、不動産仲介を行うことができたため、売上高は274,894千円（前期比125.8%増）、営業利益は10,411千円（前期は営業損失1,399千円）となりました。

事業別売上高

事業区分	第35期 (2023年7月期) (前連結会計年度)		第36期 (2024年7月期) (当連結会計年度)		前連結会計年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
リフォーム事業	4,044,770千円	97.1%	4,404,066千円	94.1%	359,296千円	8.9%
不動産事業	121,742千円	2.9%	274,894千円	5.9%	153,151千円	125.8%
合計	4,166,512千円	100.0%	4,678,961千円	100.0%	512,448千円	12.3%

②設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は11,169千円で、その主な状況は以下のとおりです。

事業区分	設備投資金額（千円）	前期比増減率（％）
リフォーム事業	10,819	43.5
不動産事業	350	13.6
合計	11,169	40.7

(注) 1. 前期比増減率は、当連結会計年度に行ったセグメント区分の変更を反映させております。

2. リフォーム事業における設備投資の主なものは工具・器具及び備品6,179千円、ソフトウェア2,139千円であります。

③資金調達の状況

該当事項はありません。

④事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2024年6月3日付で、株式会社ささきの発行済株式の全てを取得し、同社を当社の完全子会社といたしました。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 33 期 (2021年 7 月期)	第 34 期 (2022年 7 月期)	第 35 期 (2023年 7 月期)	第 36 期 (当連結会計年度) (2024年 7 月期)
売 上 高(千円)	—	—	4,166,512	4,678,961
経 常 利 益(千円)	—	—	142,933	63,465
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る(千円) 当 期 純 利 益	—	—	69,464	25,154
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	—	—	63.92	23.12
総 資 産(千円)	—	—	2,491,444	2,767,380
純 資 産(千円)	—	—	1,479,026	1,501,120
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	—	—	1,359.41	1,379.90

(注) 1. 第35期より連結計算書類を作成しておりますので、第34期以前の各数値は記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、また、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 33 期 (2021年 7 月期)	第 34 期 (2022年 7 月期)	第 35 期 (2023年 7 月期)	第 36 期 (当事業年度) (2024年 7 月期)
売 上 高(千円)	2,788,305	3,504,776	4,166,512	4,100,966
経 常 利 益(千円)	158,111	207,531	188,277	64,419
当 期 純 利 益(千円)	102,154	136,970	114,853	32,460
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	110.29	146.97	105.69	29.83
総 資 産(千円)	1,255,153	1,690,479	2,426,232	2,567,475
純 資 産(千円)	1,009,281	1,346,814	1,524,416	1,553,133
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	1,086.80	1,284.35	1,401.13	1,427.71

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、また、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

2. 当社は2020年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第33期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第34期の期首から適用しており、第33期に係る各数値については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

事業区分	会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
リフォーム事業	株式会社ヤナ・コーポレーション	20百万円	100%	総合リフォーム事業
	株式会社ささき	10百万円	100%	総合リフォーム事業
不動産事業	日本リゾートバンク株式会社	100百万円	100%	リゾート物件の売買・売買仲介事業

- (注) 1. 当社は2024年6月3日付で株式会社ささきの株式を取得し、完全子会社化いたしました。
2. 前連結会計年度までリフォーム事業の単一の報告セグメントとしておりましたが、当連結会計年度より「リフォーム事業」及び「不動産事業」へと報告セグメントを変更しております。

(4) 対処すべき課題

①サービス向上について

当社グループは展開している各事業をサービス業と位置づけ、社員へのマナー教育を徹底しております。また、全ての顧客に満足していただけるよう品質管理を徹底するとともに、勉強会の機会を増やすなど、今まで以上の品質向上に努めてまいります。

②人材の確保と育成について

当社グループでは人材が、事業拡大のための重要な経営資源であると考えており、今後の事業拡大に合わせて、高いスキルと専門知識を持った優秀な人材を増やすことが事業基盤強化につながると認識しております。さらに当社グループの未来を担う次世代経営者層の育成が重要な課題と認識しております。当社グループにおきましては、中長期的な社員数増強に向けた採用活動の強化を行うとともに、優秀な人材を増やすため、勉強会、知識の共有などを通じて社員のスキルアップを図ってまいります。また、社員の能力に合わせたキャリアアップを推進し、若手のリーダーや管理職登用を積極的に行います。社員が働きやすい職場環境を実現するため職場内のコミュニケーションを活性化させるための活動も行っております。多様な人材を積極的に登用することで社員の能力発現を支援するとともにダイバーシティを活かした経営により企業価値の向上を図ってまいります。

③内部管理体制及びコーポレート・ガバナンスの強化について

当社グループでは、内部管理体制及びコーポレート・ガバナンスの体制整備と強化が重要な課題であると認識しております。当社は、定期的な内部監査の実施及び監査等委員会と内部監査室の連携等、今後の企業規模の拡大に備え、体制の充実と機能向上に取り組んでまいります。

④施工ネットワーク（施工協力体制）の拡充について

当社グループの事業拡大には外注先である各工事分野の専門施工会社からなる、施工ネットワークの確保・拡充が不可欠であると認識しております。今後、当社グループの理念共有及び安全・品質管理の徹底に十分留意し、施工ネットワークの拡充を図ってまいります。

⑤事業エリア拡大について

当社グループは各事業を、首都圏を中心に展開しており地域依存リスクが高く、今後の収益拡大が限定的になる可能性があると認識しております。このような課題に対処するため、リフォーム事業においては、神奈川県高座郡、横浜市、埼玉県さいたま市、朝霞市、及び千葉県船橋市に営業所を設置しているほか、子会社である株式会社ヤナ・コーポレーション及び株式会社ささきと連携を図り拡大してまいりました。また、新たに宮城県仙台市に東北営業所を設置し、首都圏以外の事業エリアの拡大に努めております。

不動産事業においては、子会社である日本リゾートバンク株式会社を中心に、湘南エリアで事業を展開しており、M&Aなどにより、新たなエリア展開を進めてまいります。

今後さらなる事業エリアの積極的な開拓を展開し、これらの課題を解決し、活性化を促進しながら子会社等と効率的に連携を図り、サービスを展開してまいります。

(5) 主要な事業内容 (2024年7月31日現在)

セグメントの名称	事業内容
リフォーム事業	原状回復工事、リノベーション工事、ハウスクリーニング・入居中メンテナンス工事、その他
不動産事業	リゾート物件の売買・売買仲介事業

(注) 前連結会計年度までリフォーム事業の単一の報告セグメントとしておりましたが、当連結会計年度より「リフォーム事業」及び「不動産事業」へと報告セグメントを変更しております。

(6) 主要な事業所 (2024年7月31日現在)

①当社

本社	東京都世田谷区
神奈川営業所	神奈川県高座郡寒川町
埼玉営業所	埼玉県さいたま市
千葉営業所	千葉県船橋市
朝霞営業所	埼玉県朝霞市
横浜営業所	神奈川県横浜市
東北営業所	宮城県仙台市

②子会社

a. リフォーム事業

i. 株式会社ヤナ・コーポレーション

本	社	埼玉県所沢市
---	---	--------

ii. 株式会社ささき

本	社	東京都江東区
---	---	--------

b. 不動産事業

i. 日本リゾートバンク株式会社

本	社	神奈川県藤沢市
---	---	---------

(注) 前連結会計年度までリフォーム事業の単一の報告セグメントとしておりましたが、当連結会計年度より「リフォーム事業」及び「不動産事業」へと報告セグメントを変更しております。

(7) 従業員の状況 (2024年7月31日現在)

①企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
リフォーム事業	90名	5名増
不動産事業	2名	—
合計	92名	5名増

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員（アルバイト・パートタイム社員を含む。）は含みません。
2. 前連結会計年度までリフォーム事業の単一の報告セグメントとしておりましたが、当連結会計年度より「リフォーム事業」及び「不動産事業」へと報告セグメントを変更しております。本変更に伴い、前会計年度末比増減は、当連結会計年度に行ったセグメント区分の変更を反映させております。

②当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
64名（一名）	4名減（－）	40.8歳	5.5年

- (注) 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年7月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	300,000千円
株式会社りそな銀行	317,815千円
株式会社商工組合中央金庫	100,000千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（2024年7月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 3,200,000株
- (2) 発行済株式の総数 1,088,700株（自己株式856株を含む）
- (3) 株主数 653名
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
前田 浩	556,600株	51.17%
前田 供子	58,000株	5.33%
光通信株式会社	27,500株	2.53%
野澤 清晴	11,000株	1.01%
遠藤 裕三	6,500株	0.60%
チェスナットヒルズ合同会社	5,200株	0.48%
花井 栄治	3,600株	0.33%
杉浦 美智	3,300株	0.30%
金子 武弘	3,000株	0.28%
宮島 弘行	3,000株	0.28%

（注）持株比率は自己株式（856株）を控除して計算しております。

- (5) 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付した株式の状況
該当事項はありません。
- (6) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役 の 状況 (2024年 7月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	前 田 浩	
取締役副社長	高 松 重 之	日本リゾートバンク株式会社取締役会長
常 務 取 締 役	木 村 孝 史	営業本部長 株式会社ヤナ・コーポレーション代表取締役社長 株式会社ささき代表取締役会長
取 締 役	湯 浅 一 彦	営業本部副本部長兼第一営業部長
取 締 役	北 村 知 之	管理部長 日本リゾートバンク株式会社監査役 株式会社ヤナ・コーポレーション監査役
取 締 役	能 美 文 弥	経理部長
社 外 取 締 役	熊 谷 征 大	熊谷征大公認会計士事務所代表
社 外 取 締 役 (監査等委員)	水 島 孝 生	
社 外 取 締 役 (監査等委員)	木 村 康 之	経堂綜合法律事務所代表
社 外 取 締 役 (監査等委員)	小 林 仁 子	小林孝雄税理士事務所 小林仁子公認会計士事務所代表 オブティメッドホールディングス株式会社監査役 株式会社サン・システム監査役 オブティメッドあいず株式会社監査役
社 外 取 締 役 (監査等委員)	市 川 圭 介	市川圭介公認会計士事務所代表 株式会社インターメディカル代表取締役

- (注) 1. 監査等委員である取締役水島孝生氏は、経営に関する相当程度の知見を有しております。
2. 監査等委員である取締役木村康之氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。
3. 監査等委員である取締役小林仁子氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査等委員である取締役市川圭介氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、経営に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は監査等委員会設置会社のもと、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
6. 当社は熊谷征大氏、水島孝生氏、木村康之氏、小林仁子氏及び市川圭介氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。

7. 当事業年度中に退任した取締役は以下のとおりであります。

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
森屋吾郎	2024年7月31日	辞任	取締役営業本部副本部長兼第二営業部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役を除く）と同法第423条第1項の行為による損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨定款に定めております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役を除く）が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

当社は、当該定款の規定に基づき、社外取締役5名と責任限定契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、当社及び当社の子会社の取締役及び当社の子会社の監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者である役員がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。当該保険契約には免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については補填の対象としないこととされています。

(4) 取締役の報酬等

①取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容にかかわる決定方針に関する事項

当社は、取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

イ)基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬の額の決定に関する方針（報酬を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数等に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案して取締役会にて決定するものとする。

ロ)非金銭報酬の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

非金銭報酬は対象取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めるため譲渡制限付株式報酬とする。また、株式の割当の時期及びその金額は取締役会にて決定され、1か月以内に割当を行うものとする。

ハ)取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容が方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の額については、決定方針との整合性を確認の上、取締役会において決議しており、その内容は当該決定方針に沿うものであると判断しております。

②取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2022年10月25日開催の定時株主総会において、年額200,000千円以内（うち、社外取締役分は20,000千円以内）（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）及び譲渡制限付株式として割当のための報酬等の限度額を年額20,000千円以内（うち、社外取締役2,000千円以内）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は7名（うち社外取締役1名）になります。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、2022年10月25日開催の定時株主総会において、年額100,000千円以内及び譲渡制限付株式として割当のための報酬等の限度額を10,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名になります。

③当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動 報酬	譲渡制限付 株式報酬	
取締役（監査等委員を除く。） （うち社外取締役）	52,602千円 (1,560)	52,602千円 (1,560)	—	—	8名 (1)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	7,380千円 (7,380)	7,380千円 (7,380)	—	—	4 (4)
合計 （うち社外役員）	59,982千円 (8,940)	59,982千円 (8,940)	—	—	12 (5)

- (注) 1. 上表には、当事業年度中に退任した取締役1名を含んでおります。
 2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(5) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役熊谷征大氏は、熊谷征大公認会計士事務所の代表であります。当社と兼職先の間には特別の関係はありません。
- ・監査等委員である取締役木村康之氏は、経堂綜合法律事務所の代表であります。当社と兼職先の間には特別の関係はありません。
- ・監査等委員である取締役小林仁子氏は、小林仁子公認会計士事務所の代表及び小林孝雄税理士事務所の従業員、並びにオプティメッドホールディングス株式会社、株式会社サン・システム、オプティメッドあいず株式会社の監査役であります。当社と兼職先の間には特別の関係はありません。
- ・監査等委員である取締役市川圭介氏は、市川圭介公認会計士事務所の代表及び株式会社インターメディカルの代表取締役であります。当社と兼職先の間には特別の関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

	主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 熊谷 征大	当事業年度に開催された取締役会16回のすべてに出席し、議案等について様々な提言を行っております。特に公認会計士としての知見による経営監督を行うことについて期待されていたところ、その豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会では、当社の議案審議等に必要発言を行う等、意思決定の妥当性、適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外取締役 (監査等委員) 水島 孝生	当事業年度に開催された取締役会16回のうち15回及び監査等委員会14回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、主に証券会社で培った幅広い知見や事業会社における取締役経験によりコーポレート・ガバナンスの視点・経営的視点から妥当性・公正性について適宜発言を行う等、意思決定の妥当性、適正性を確保するため、適切な役割を果たしております。
社外取締役 (監査等委員) 木村 康之	当事業年度に開催された取締役会16回のすべて、及び監査等委員会14回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、主に弁護士として専門的見地から適宜発言を行う等、意思決定の妥当性・適正性を確保するため、適切な役割を果たしております。
社外取締役 (監査等委員) 小林 仁子	当事業年度に開催された取締役会16回のすべて、及び監査等委員会14回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士及び税理士としての専門的見地から適宜発言を行う等、意思決定の妥当性、適正性を確保するため、適切な役割を果たしております。
社外取締役 (監査等委員) 市川 圭介	当事業年度に開催された取締役会16回のすべて、及び監査等委員会14回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、主に経営者としてコーポレート・ガバナンスの視点・経営的視点から、また財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から、適宜発言を行う等、意思決定の妥当性、適正性を確保するため、適切な役割を果たしております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 興亜監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25,800千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25,800千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員である取締役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員である取締役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令、定款及び社会規範に適合し、コンプライアンスを重視した継続企業として存続・発展するため、全員が遵守すべき行動規範を制定し、周知徹底する。

内部監査人は定期的な内部監査により、法令及び定款並びに社内諸規程の遵守その他適切な職務執行を確認し、当社代表取締役社長に報告する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、社内諸規定に定めるところにより、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保管及び管理することとする。取締役はそれらの情報を閲覧できるものとする。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理及び対策についてはリスク管理規程及びコンプライアンス規程に基づき、代表取締役社長を議長とするリスク・コンプライアンス推進委員会及び取締役会において審議を行い、事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図る。危機発生時には、対策本部等を設置し、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速に対処するものとする。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を原則毎月1回開催するほか、迅速かつ的確な意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催する。取締役会の決定に基づく業務執行については、取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程においてそれぞれの責任者及び責任並びに執行手続の詳細について定める。

- ⑤監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査等委員会がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合は、必要に応じて当社の使用人から監査等委員会の指揮命令に従うスタッフを置くこととする。当該人事に関して監査等委員会の同意のもとに、取締役（監査等委員である取締役を除く。）との意見交換を行い慎重に検討する。

- ⑥前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人の選任及びその変更については、監査等委員長の同意を要するものとする。また当該使用人は当社の就業規則等に従うが、当該使用人の指揮命令権は監査等委員会に属するものとし、人事考課等に際しては監査等委員長に意見を求めるものとする。

- ⑦監査等委員会への報告に関する体制

当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、必要と判断したときは重要な業務執行に関し、監査等委員会に対して報告を行うとともに、必要に応じて稟議書その他業務執行に関する帳簿及び書類等の提出や状況説明をする。

- ⑧前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は前号の報告を行った者に対して、当該報告を理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

- ⑨監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員による職務に執行に伴う費用の前払い又は償還の請求があった場合には、当該監査等委員の職務に執行に必要なと明らかに認められる場合を除き、その請求に応じ速やかに支出する。

⑩その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員会は、当社代表取締役社長と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。

監査等委員会は、会計監査人及び内部監査人と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。

監査等委員会は取締役会のほか、経営会議その他の重要な会議に出席し、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するとともに必要な意見を述べることができる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①内部統制システム全般

当社グループは内部統制システム全般の整備・運用を当社の監査等委員会及び内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。監査等委員会による監査等委員会監査計画や内部監査室による内部監査計画に基づき、当社グループの業務の適正性、法令遵守状況並びにリスク管理に関する業務監査、財務報告に係る内部統制監査等を行っております。

②コンプライアンス体制

当社グループは法令、定款及び社会倫理の遵守を徹底するための規範である「行動規範」を制定しており、これを全社閲覧媒体に掲示するなどして、当社取締役及び使用人に対する継続的な周知を行っております。

また、当社グループではコンプライアンス体制の整備及び改善を目的とした、リスク・コンプライアンス推進委員会を設置しており、四半期毎にリスク・コンプライアンス推進委員会議を開催しております。当会議で討議された内容は、必要に応じ関係各所へ周知され、当社グループのコンプライアンスへの意識向上を図っております。

③取締役会の主な運用状況

取締役会規程に基づいて、定時取締役会は毎月1回以上開催することとしており、当連結会計年度においては12回、及び臨時取締役会を必要に応じて随時、当連結会計年度においては4回開催しており、取締役の職務の執行状況、内部統制システムの運用状況、経営リスク等の審議をしております。

④監査等委員会の職務の執行

監査等委員は、監査等委員会において定めた監査方針や監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会その他重要な会議への出席、重要書類の点検、代表取締役社長との定期的な意見交換等を行って、取締役の職務の執行状況、内部統制の運用状況等の監査を行っております。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社グループは、現状の資本構成等を鑑み、現時点においては買収への具体的な対抗措置は導入しておりません。

今後も引き続き検討を行い、必要に応じていかなる状況においても迅速に対応できる体制を確保してまいります。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題のひとつとして認識しておりますが、現在当社は成長過程にあり、経営基盤の強化及び積極的な事業展開のために内部留保の拡充を図り、財務体質の強化と事業拡大のための投資に充当していくことが株主の皆様に対する最大の利益還元につながると考えております。

内部留保資金につきましては、財務体質の強化及び、将来の事業展開とそのため必要な優秀な人材の採用の強化等を図るための資金として、有効に活用していく方針であります。

配当実施の可能性及び実施時期につきましては、現時点において未定でございますが、将来的には経営成績及び財政状態を勘案しながら株主の皆様への利益還元を適宜検討いたします。

連結貸借対照表

(2024年7月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,124,963	流動負債	1,114,130
現金及び預金	1,382,734	工事未払金	293,390
完成工事未収入金	350,814	短期借入金	600,000
契約資産	170,137	1年内返済予定の長期借入金	43,740
未成工事支出金	50,860	未払法人税等	14,126
販売用不動産	110,609	賞与引当金	15,414
その他	60,302	株主優待引当金	22,590
貸倒引当金	△495	未成工事受入金	46,457
固定資産	642,416	その他	78,410
有形固定資産	181,478	固定負債	152,129
建物及び構築物	35,905	長期借入金	130,618
土地	128,989	繰延税金負債	13,841
その他	16,583	その他	7,670
無形固定資産	50,713	負債合計	1,266,259
のれん	40,671	(純資産の部)	
ソフトウェア	9,198	株主資本	1,507,334
その他	843	資本金	349,789
投資その他の資産	410,225	資本剰余金	249,789
投資有価証券	33,090	利益剰余金	908,365
関係会社株式	345,129	自己株式	△609
繰延税金資産	11,289	その他の包括利益累計額	△6,214
その他	38,637	その他有価証券評価差額金	△6,214
貸倒引当金	△17,921	純資産合計	1,501,120
資産合計	2,767,380	負債純資産合計	2,767,380

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2023年8月1日から
2024年7月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		
完成工事高	4,404,066	
兼業事業売上高	274,894	4,678,961
売 上 原 価		
完成工事原価	3,381,519	
兼業事業売上原価	224,948	3,606,468
売 上 総 利 益		
完成工事総利益	1,022,547	
兼業事業総利益	49,945	1,072,492
販売費及び一般管理費		1,016,100
営業利益		56,392
営業外収益		
受取利息及び配当金	12	
貸倒引当金戻入額	227	
持分法による投資利益	8,931	
その他	4,959	14,130
営業外費用		
支払利息	4,043	
支払手数料	1,106	
貸倒損失	1,862	
その他	45	7,057
経常利益		63,465
特別利益		
固定資産売却益	3,241	3,241
特別損失		
減損損失	4,082	4,082
税金等調整前当期純利益		62,624
法人税、住民税及び事業税	34,966	
法人税等調整額	2,503	37,469
当期純利益		25,154
親会社株主に帰属する当期純利益		25,154

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2023年8月1日から
2024年7月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	349,789	249,789	883,210	△497	1,482,292
当 期 変 動 額					
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			25,154		25,154
自己株式の取得				△111	△111
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計			25,154	△111	25,042
当 期 末 残 高	349,789	249,789	908,365	△609	1,507,334

	その他の包括利益累計額		純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括 利益累計額合計	
当 期 首 残 高	△3,265	△3,265	1,479,026
当 期 変 動 額			
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			25,154
自己株式の取得			△111
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	△2,948	△2,948	△2,948
当 期 変 動 額 合 計	△2,948	△2,948	22,093
当 期 末 残 高	△6,214	△6,214	1,501,120

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2024年7月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,794,788	流動負債	920,661
現金及び預金	1,258,648	工事未払金	183,651
完成工事未収入金	295,178	短期借入金	600,000
契約資産	122,498	1年内返済予定の長期借入金	28,308
未成工事支出金	19,664	未払金	22,098
材料貯蔵品	1,740	未払費用	22,070
販売用不動産	34,808	未払法人税等	3,599
前払費用	20,885	未払消費税等	3,122
その他	41,857	未成工事受入金	14,997
貸倒引当金	△495	預り金	7,579
固定資産	772,687	賞与引当金	12,642
有形固定資産	85,792	株主優待引当金	22,590
建物	18,155	固定負債	93,680
車両運搬具	7,223	長期借入金	89,507
工具、器具及び備品	2,958	資産除去債務	4,173
土地	57,454	負債合計	1,014,342
無形固定資産	9,302	(純資産の部)	
ソフトウェア	8,865	株主資本	1,560,029
その他	436	資本金	349,789
投資その他の資産	677,592	資本剰余金	249,789
投資有価証券	33,090	資本準備金	249,789
関係会社株式	596,801	利益剰余金	961,060
関係会社長期貸付金	30,037	利益準備金	1,000
破産更生債権等	742	その他利益剰余金	960,060
繰延税金資産	10,718	繰越利益剰余金	960,060
差入保証金	5,509	自己株式	△609
その他	1,434	評価・換算差額等	△6,896
貸倒引当金	△742	その他有価証券評価差額金	△6,896
資産合計	2,567,475	純資産合計	1,553,133
		負債純資産合計	2,567,475

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2023年8月1日から
2024年7月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		
完成工事高	3,904,750	
兼業事業売上高	196,216	4,100,966
売 上 原 価		
完成工事原価	3,007,456	
兼業事業売上原価	171,894	3,179,350
売 上 総 利 益		
完成工事総利益	897,293	
兼業事業総利益	24,322	921,615
販売費及び一般管理費		865,532
営業利益		56,082
営 業 外 収 益		
受取利息	55	
受取配当金	11,280	
受取家賃	2,923	
その他	1,009	15,267
営 業 外 費 用		
支払利息	3,962	
支払手数料	1,106	
貸倒損失	1,862	6,931
経常利益		64,419
税引前当期純利益		64,419
法人税、住民税及び事業税	28,901	
法人税等調整額	3,057	31,958
当 期 純 利 益		32,460

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2023年8月1日から
2024年7月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金
当 期 首 残 高	349,789	249,789	249,789	1,000	927,599	928,599
当 期 変 動 額						
当 期 純 利 益					32,460	32,460
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計					32,460	32,460
当 期 末 残 高	349,789	249,789	249,789	1,000	960,060	961,060

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△497	1,527,681	△3,264	△3,264	1,524,416
当 期 変 動 額					
当 期 純 利 益		32,460			32,460
自己株式の取得	△111	△111			△111
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△3,631	△3,631	△3,631
当期変動額合計	△111	32,348	△3,631	△3,631	28,717
当 期 末 残 高	△609	1,560,029	△6,896	△6,896	1,553,133

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年9月24日

株式会社ニッソウ
取締役会 御中

興亜監査法人

東京都千代田区

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	松 村	隆
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	田 中	一 弘

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ニッソウの2023年8月1日から2024年7月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ニッソウ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためにセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年9月24日

株式会社ニッソウ
取締役会 御中

興亜監査法人

東京都千代田区

指定社員 業務執行社員	公認会計士	松村	隆
指定社員 業務執行社員	公認会計士	田中	一弘

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ニッソウの2023年8月1日から2024年7月31日までの第36期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りがあるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためにセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年8月1日から2024年7月31日までの第36期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について、以下の通り報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人興亜監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人興亜監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年9月27日

株式会社ニッソウ 監査等委員会
監査等委員 水 島 孝 生 ⑩
監査等委員 木 村 康 之 ⑩
監査等委員 小 林 仁 子 ⑩
監査等委員 市 川 圭 介 ⑩

(注) 監査等委員水島孝生、木村康之、小林仁子及び市川圭介は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
3	きむら たかし 木村孝史 (1966年11月14日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">再任</div>	1987年10月 株式会社国本入社 1996年2月 プロスプランニング有限会社入社 2004年10月 当社入社 2017年7月 当社取締役営業本部長 2019年10月 当社常務取締役営業本部長(現任) 2023年5月 株式会社ヤナ・コーポレーション代表取締役社長(現任) 2023年5月 株式会社ささき代表取締役会長(現任)	1,000株
【取締役候補者とした理由】 木村孝史氏は、当社に入社以来、営業部門に従事し、2017年7月に当社取締役営業本部長に就任しており、当該部門の責任者として当社の成長に貢献するとともに、経営者の一人として当社の拡大発展に寄与してまいりました。 これらの営業本全部における豊富な経験と幅広い知見が当社の企業価値向上に資すると判断し、当社をさらに成長・発展させるため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			
4	湯 あさかず ひこ 湯浅一彦 (1985年4月7日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">再任</div>	2006年4月 株式会社アールインテリア入社 2010年8月 株式会社夢真ホールディングス入社 2011年10月 当社入社 2017年7月 当社取締役リフォーム部長 2019年9月 当社取締役営業本部副本部長 2020年8月 当社取締役営業本部副本部長兼第一営業部長(現任)	600株
【取締役候補者とした理由】 湯浅一彦氏は、当社に入社以来、営業部門に従事し、2019年9月に当社取締役営業本部副本部長に就任しており、当該部門に対しリーダーシップを発揮し、当社の成長に貢献するとともに、経営者の一人として当社の拡大発展に寄与してまいりました。 これらの営業本全部における経験と知見が当社の企業価値向上に資すると判断し、当社をさらに成長・発展させるため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当社の 株式数
5	きた むら とも ゆき 北 村 知 之 (1974年6月17日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">再 任</div>	1999年10月 合資会社ディスクロージャー入社 2003年4月 株式会社東海入社 2012年12月 当社入社 2018年2月 当社管理部次長 2020年5月 当社管理部長 2020年10月 当社取締役管理部長（現任） 2023年3月 日本リゾートバンク株式会社監査役 （現任） 2023年5月 株式会社ヤナ・コーポレーション監 査役（現任）	600株
【取締役候補者とした理由】 北村知之氏は、当社に入社以来、財務、経理、経営企画等の管理部門に従事し、2020年5月に管理部長に就任し、当該部門の責任者として当社の成長に貢献するとともに、経営者の一人として当社の拡大発展に寄与してまいりました。 これらの管理部全般における豊富な経験と幅広い知見が当社の企業価値向上に資するため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			
6	のう み あや み 能 美 文 弥 (1966年8月3日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">再 任</div>	1990年4月 有限会社ヴォートル（現株式会社ヴォートル）入社 2013年4月 当社入社 2023年10月 当社取締役経理部長（現任）	400株
【取締役候補者とした理由】 能美文弥氏は、当社に入社以来、経理等の管理部門に従事し、2019年4月に管理部経理G長に就任し、当該グループの責任者として当社の成長に貢献するとともに、経営者を補佐し、当社の拡大発展に寄与してまいりました。 これらの経理全般における豊富な経験と幅広い知見が当社の企業価値向上に資するため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
7	いちかわ けいすけ 市川圭介 (1981年10月12日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-top: 5px;">新任</div>	2006年12月 あらた監査法人(現PwC Japan有限責任監査法人)入所 2011年9月 公認会計士登録 2012年10月 フロンティア・マネジメント株式会社入社 2014年7月 市川圭介公認会計士事務所開設(現任) 2015年3月 WILLER ALLIANCE株式会社(現WILLER株式会社)執行役員 2015年4月 株式会社Smarprise監査役 2016年4月 株式会社インターメディカル代表取締役(現任) 2018年6月 株式会社Smarprise取締役 2021年10月 当社監査役 2022年10月 当社取締役(監査等委員)(現任)	0株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>市川圭介氏は経営者としての豊富な経験を有しており、また、公認会計士としての専門的かつ広範な知識も有しております。</p> <p>これらの見識と経験が当社の企業価値向上に資すると判断し、社外取締役候補者いたしました。</p> <p>また同氏が選任された場合は、経営者及び公認会計士の目線で、当社の経営に対する監督・助言等いただくことを期待しております。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者前田浩氏は、当社の大株主であり親会社等に当たります。
3. 取締役候補者高松重之氏は、当社の子会社である日本リゾートバンク株式会社の取締役を兼職しております。
4. 取締役候補者木村孝史氏は、当社の子会社である株式会社ヤナ・コーポレーション及び株式会社ささきの代表取締役を兼職しております。
5. 取締役候補者北村知之氏は、当社の子会社である日本リゾートバンク株式会社及び株式会社ヤナ・コーポレーションの監査役を兼職しております。
6. 市川圭介氏は社外取締役候補者であります。
7. 市川圭介氏は現在当社の監査等委員である社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。
8. 市川圭介氏については、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の定める独立役員として両取引所に届け出ております。なお、同氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
9. 当社は市川圭介氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額と

しております。なお、同氏の選任が承認された場合は、同氏との間で、当該契約を継続する予定であります。

10. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。各候補者が選任され就任した場合は、いずれの取締役も当該保険契約の被保険者となります。

当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び当社子会社の取締役及び監査役（当事業年度中に在任していたものを含む。）であり、保険料は全額当社が負担しております。また、契約期間は、1年間であり、次回更新時には同内容で更新する予定であります。

第2号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

現在の監査等委員である取締役全員（4名）は本總會終結の時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきまして、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
1	<p>みずしま たかお 水島孝生 (1948年3月9日生)</p> <p style="text-align: center;">再 任</p> <p style="text-align: center;">【社外取締役在任期間】 2年0ヶ月</p>	<p>1983年8月 日本勧業角丸証券株式会社（現みずほ証券株式会社）入社</p> <p>2001年7月 エース証券株式会社（現東海東京証券株式会社）入社</p> <p>2006年1月 そしあす証券株式会社（現むさし証券株式会社）入社</p> <p>2008年1月 丸三証券株式会社入社</p> <p>2010年3月 株式会社桜家住宅（現株式会社ヒノキヤグループ）入社</p> <p>2011年3月 同社取締役</p> <p>2012年8月 株式会社日本アクア代表取締役副社長</p> <p>2022年10月 当社取締役（監査等委員）（現任）</p>	0株
<p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>水島孝生氏は、証券会社での経歴から幅広い知見や事業会社における取締役経験を有しております。</p> <p>これらの見識と経験を経営に反映させることにより、当社の監査・監督機能がさらに強化できると判断したため、監査等委員である社外取締役候補者としていたしました。</p> <p>また同氏が選任された場合は、経営者の目線で、当社の経営に対する監督・助言等いただくことを期待しております。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当社の 株式数
	きむら やす ゆき 木 村 康 之 (1983年2月4日生) 再 任 【社外取締役在任期間】 2年0ヶ月	2009年12月 弁護士登録 2010年1月 新銀座法律事務所入所 2013年1月 東京きぼう法律事務所入所 2016年2月 経堂綜合法律事務所開設 (現任) 2018年12月 当社監査役 2022年10月 当社取締役 (監査等委員) (現任)	0株
2	【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 木村康之氏は、弁護士として、豊富な法曹経験と高い見識を有しております。 これらの知識と経験が当社の企業価値向上に資すると判断し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。 また同氏が選任された場合は、弁護士の目線で、当社の経営に対する監督・助言等いただくことを期待しております。 なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。		

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する の 株 式 数
3	小 林 仁 子 <small>こ ばやし きと こ</small> (1980年6月3日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin: 5px 0;">再 任</div> 【社外取締役在任期間】 2年0ヶ月	2005年6月 水垣公認会計士事務所入所 2007年1月 あらた監査法人（現PwC Japan有限責任監査法人）入所 2010年7月 公認会計士登録 2011年7月 小林孝雄税理士事務所入所（現任） 2011年7月 小林仁子公認会計士事務所開設（現任） 2011年9月 税理士登録 2021年10月 当社監査役 2022年10月 当社取締役（監査等委員）（現任） 2022年12月 オプティメッドホールディングス株式会社監査役（現任） 2022年12月 株式会社サン・システム監査役（現任） 2022年12月 オプティメッドあいず株式会社監査役（現任） 2024年9月 ユーソナー株式会社取締役（監査等委員）（現任）	0株
<p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>小林仁子氏は、公認会計士として培われた高度な専門的知識・経験を有しております。</p> <p>これらの見識と経験を経営に反映させることにより、当社の監査・監督機能がさらに強化できると判断したため、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。</p> <p>また同氏が選任された場合は、公認会計士の目線で、当社の経営に対する監督・助言等いただくことを期待しております。</p> <p>なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 株式数
4	ふな っ まる たかし 船 津 丸 隆 (1964年5月17日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">新 任</div>	1988年4月 日興証券株式会社入社 1999年7月 株式会社アルメディオ入社 2002年11月 アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー日本支社(現メットライフ生命保険株式会社)入社 2004年11月 株式会社バーテックスリンク(現株式会社ストライダーズ)入社 2005年11月 株式会社メディカルサロン入社 2006年7月 岡三証券株式会社入社	0株
	<p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>船津丸隆氏は、証券会社及び事業会社で上場準備関連等の業務に従事してきた経歴からコーポレートガバナンス等に関する幅広い知見を有しております。</p> <p>これらの見識と経験を経営に反映させることにより、当社の監査・監督機能がさらに強化できると判断したため、監査等委員である社外取締役候補者となりました。</p> <p>また同氏が選任された場合は、客観的かつ公正な目線で、当社の経営に対する監督・助言等いただくことを期待しております。</p> <p>なお、同氏は、会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。</p>		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 水島孝生氏、木村康之氏、小林仁子氏及び船津丸隆氏は、社外取締役候補者であります。
3. 水島孝生氏、木村康之氏及び小林仁子氏については、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の定める独立役員として両取引所に届け出ております。なお、各氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員として届け出る予定であります。
4. 当社は水島孝生氏、木村康之氏、小林仁子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、各氏の選任が承認された場合は、各氏との間で、同様の契約を締結する予定であります。
- また、船津丸隆氏の選任が承認された場合には、同氏との間で、新たに同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。各候補者が選任され就任した場合は、いずれの取締役も当該保険契約の被保険者となる予定であります。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び当社子会社の取締役及び監査役(当事業

年度中に在任していたものを含む。) であり、保険料は全額当社が負担しております。また、契約期間は、1年間であり、次回更新時は同内容で更新する予定であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場： 東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
住友不動産新宿グランドタワー5階
ベルサール新宿グランドコンファレンスセンター
TEL 03-3362-4792



交通	西新宿駅 (丸ノ内線)	1番出口より	徒歩3分
	都庁前駅 (大江戸線)	E4出口より	徒歩7分
	新宿駅 (JR線・小田急線・京王線)	西口より	徒歩15分